

第5

健康に暮らし、より安心して医療を受けられる社会の実現を目指します

【保健・医療分野】

1 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に重点的に取り組みます

～職域での健康づくりの取組を支援、医療保険者への支援を推進～

平成 20 年度から医療保険者による特定健康診査・特定保健指導が「予防重視の生活習慣病対策」として始まった趣旨を踏まえ、都は、職域での健康づくりに対する支援や特定保健指導に従事する人材の育成など、糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に関する取組を一層推進します。

主な事業展開

- **東京都健康推進プラン 21 評価推進戦略会議の運営** 2 百万円
 - ・ 「東京都健康推進プラン 21 新後期 5 か年戦略」（平成 20 年 3 月）における目標指標の評価、進行管理、推進方策の検討等を行い、計画の着実な推進を図ります。
また、区市町村・医療保険者・事業者などの地域保健と職域保健の関係者が都民の健康課題について共通認識を持つとともに、健康づくりに関して情報や資源を共有できるよう、関係者の一層の連携強化を図ります。
- **糖尿病予防のための普及啓発事業【新規】** 15 百万円
 - ・ 食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性など、糖尿病に関する正しい知識について、専門医等による講演会や広報媒体の活用により、働き盛り世代を対象に一層の普及啓発を図ります。
- **健康づくり・保健サービス人材育成事業** 40 百万円
 - ・ 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導や区市町村等による健康づくりに対する取組が効果的に実施されるよう、これらの事業に従事する医師、保健師、管理栄養士等を対象に、保健指導の理論・技法に関する研修や事業評価・改善の方法等に関する研修を実施し、質の高い知識や技術を有する人材を育成します。

[平成 21 年度 基礎編、計画・評価編、技術編などのテーマ別の研修を 4～10 回程度ずつ開催]

○ **医療保険者の特定健康診査等の実施状況の分析・評価** **5百万円**

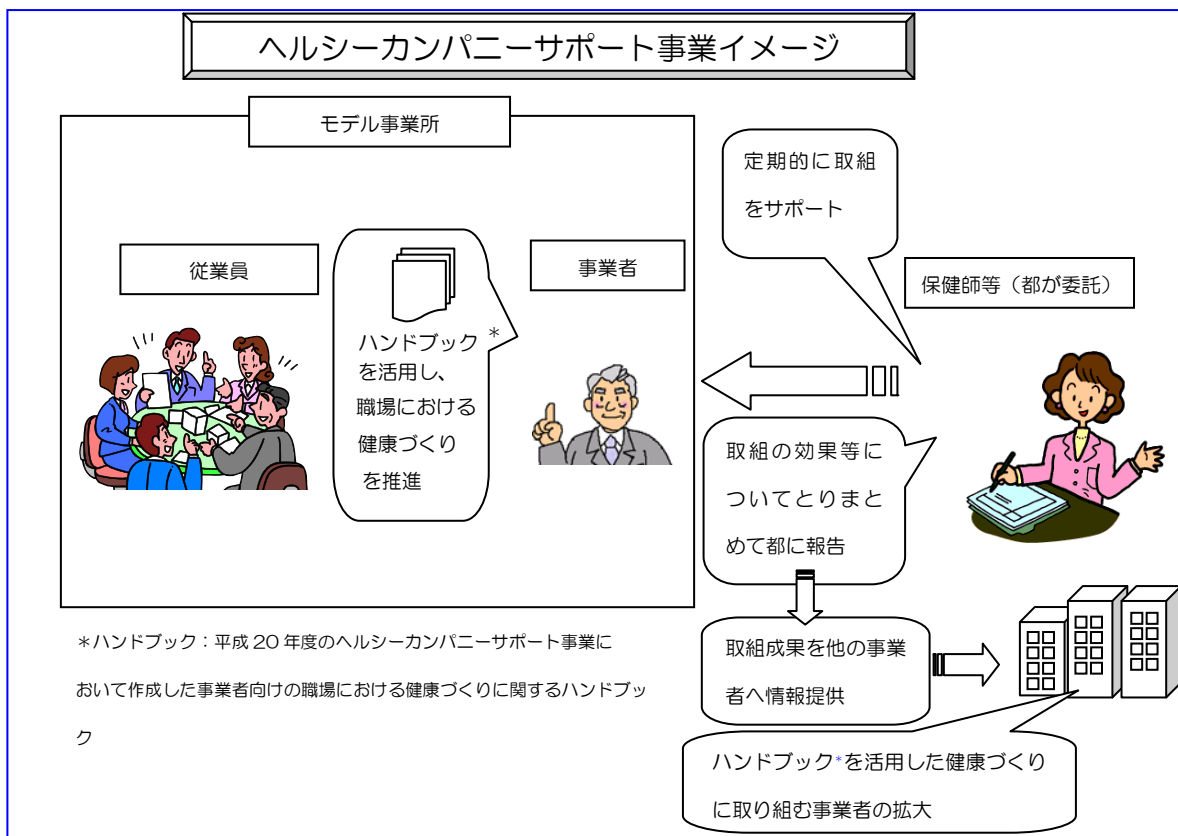
- 平成 20 年度から医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施状況について調査するとともに、20年度に把握した医療保険者における特定健康診査等の実施体制（専門職の配置状況、外部委託の範囲など）等のデータも踏まえながら、今後の健康づくり施策の検討に役立てるための分析・評価を行います。

○ **区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **3,129百万円**

- 特定健康診査等負担金 **2,198百万円**
 特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、国民健康保険の保険者である区市町村及び国民健康保険組合が行う特定健康診査等の実施を支援します。
- 後期高齢者医療健康診査事業 **931百万円**
 75歳以上の後期高齢者に対する健康診査についても適切に推進することが重要であり、健康の保持増進を図る観点から、後期高齢者に対する健康診査事業の実施を支援します。

●○ **ヘルシーカンパニーサポート事業** **26百万円**

- 従業員の健康づくりに関する取組を推進するため、中小企業においてモデル事業を実施するとともに、その取組成果について事業者に対し情報提供するなど、職域における健康づくりへの取組を推進します。[平成 21 年度 モデル事業 10 か所]



2 予防から高度医療まで、がん対策を総合的に推進します

～がん検診の受診率向上に向けた取組、都独自の「東京都認定がん診療病院」の整備や在宅療養への支援など、新たな施策を展開～

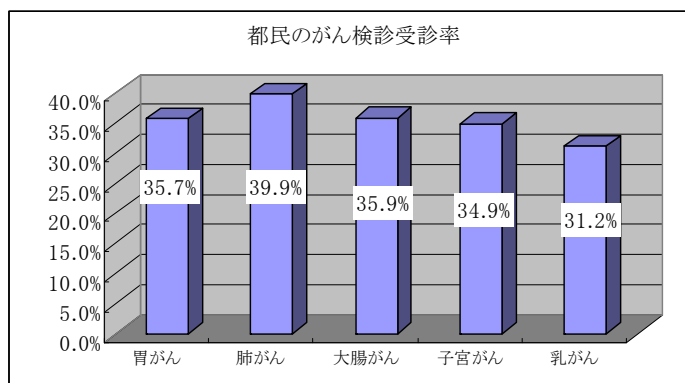
乳がんをはじめ、全国と比較して死亡率の高いがんを中心に、予防・早期発見の重要性について普及啓発を行うとともに、区市町村や事業者等と連携し、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。また、がん診療連携拠点病院や東京都認定がん診療病院の整備により、高度で専門的ながん医療の提供体制を整備し、患者・家族・地域の医療機関に対する相談支援体制の整備、在宅療養体制の整備を行うとともに、がん対策推進の研究成果の活用を図るなど、がん対策を総合的に推進します。

主な事業展開

㊦ がん検診受診キャンペーン

79 百万円

- 「平成 20 年度東京都がん検診実態調査（速報値）」によると、都民の検診受診率は 30% 台と低迷しています。また、乳がんや大腸がん、子宮がんは、全国と比べて死亡率が高くなっています。このため、従来から実施している乳がんのピンクリボン運動に加え、マスメディアや関係団体等と協働してキャンペーンを実施するなど、5 つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図ります。



「平成 20 年度東京都がん検診実態調査（速報値）」（職域での検診を含む都民の受診率）

注 1) 胃がん、肺がん、大腸がん：40 歳以上男女で昨年度受診した者

注 2) 子宮がん：20 歳以上女性で過去 2 年以内に受診した者

注 3) 乳がん：40 歳以上女性で過去 2 年以内に受診した者

㊦ がん検診受診率向上事業【新規】

15 百万円 包括補助

- 「受診率向上施策検討会（仮称）」を設置し、区市町村が実施するがん検診について、受診促進のための取組状況や課題等を把握・分析し、区市町村におけるがん検診の一層の受診率向上を図ります。
- 職場でがん検診を受ける機会がない住民を把握し、個別通知による受診勧奨等に取り組む区市町村を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助事業]

- ④〇 **職域がん検診支援事業【新規】** **6 百万円**
- ・ 職域において事業主等が従業員に対して実施する受診勧奨パンフレットを活用した普及啓発を支援します。
また、職域におけるがん検診の実施や従業員への検診受診勧奨に関する企業の積極的な取組事例を調査します。
- ④〇 **がん検診精度向上支援事業** **3 百万円**
- ・ 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村が実施する検診の精度管理方法等について助言を行うなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。
- ④〇 **乳がん検診機器整備事業** **300 百万円**
- ・ マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制を整備するため、区市町村や職域が実施するがん検診を受託する検診機関等がマンモグラフィ機器を導入するための経費の一部を補助します。[平成 21 年度 20 台整備]
- ④〇 **マンモグラフィ読影医師等養成研修** **14 百万円**
- ・ マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影研修・技術研修を行い、資質の向上を図ることにより、マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制を整備します。[平成 21 年度 読影医師養成研修、撮影技師養成研修を各 2 回実施]
- ④〇 **たばこによる健康影響防止対策の推進** **16 百万円**
- ・ 未成年者の喫煙防止対策の推進 **6 百万円**
未成年者の喫煙防止をテーマにしたポスター図案を小中高校生から募集するなど、未成年者の喫煙防止に向けた取組を重点的に実施します。
 - ・ 受動喫煙防止対策の推進 **10 百万円**
関係団体や区市町村等と連携し、受動喫煙防止策を検討するとともに、飲食店等向けの受動喫煙防止に関する普及啓発媒体を作成するなど、たばこによる健康への影響を防止する取組を進めます。
- ④〇 **ウイルス肝炎対策の推進** **2,083 百万円**
- ・ 放置すると肝がんへ進行する可能性が高いウイルス肝炎について、肝炎ウイルス検診の受診促進や肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげていきます。
[平成 21 年度 新聞広告や個別通知を活用した検診受診勧奨、肝臓専門医やかかりつけ医のネットワークの推進等]

- ㊦ 地域がん診療連携拠点病院の機能強化** **308 百万円**
- ・ がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援等を行い、国指定のがん診療連携拠点病院の更なる機能強化を図ります。
- [平成 21 年度 緩和ケア医師研修事業、拠点病院ネットワーク・研修計画事業、地域がん診療連携推進事業等の実施]
- ㊦ 東京都認定がん診療病院の機能強化** **99 百万円**
- ・ 地域がん診療連携拠点病院と同等の医療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として都独自に認定し、院内がん登録の推進等、都におけるがん医療水準の向上を図ります。[東京都認定がん診療病院 10 か所]
- 休日夜間がん相談支援事業【新規】** **30 百万円**
- ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の相談支援センターの相談時間をモデル的に休日・夜間にも広げ、患者・家族の不安に対応するための相談支援体制を強化していきます。
- [平成 21 年度モデル事業実施 がん診療連携拠点病院 2 施設、東京都認定がん診療病院 1 施設]
- がん患者・家族交流室整備事業【新規】** **336 百万円**
- ・ がん患者・家族同士の交流は、患者の不安を軽減し闘病生活を支える重要な役割を果たすことから、当事者同士で悩みや闘病体験等を語り合い、情報交換を行う場の設置に支援を行います。[平成 21 年度 施設・設備整備 21 か所]
- ㊦ 放射線療法・化学療法等施設設備整備費補助** **539 百万円**
- ・ がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院に対し、リニアックなどの放射線治療機器及び外来化学療法等の実施に関する施設・設備整備に必要な経費の補助を行います。
- [平成 21 年度 放射線治療機器整備 5 か所、外来化学療法室整備 8 か所、乳がん検査精密検査機器整備 1 か所]
- 在宅緩和ケア支援事業** **17 百万円**
- ・ 在宅緩和ケア支援センターにおいて、地域における在宅療養患者やその家族に対する相談・支援や普及啓発等を行い、緩和ケアの推進を図ります。
- [平成 19 年度 1 か所 平成 20 年度～ 2 か所]
- がん患者療養支援事業** **6 百万円**
- ・ がん体験者等によるピアカウンセリングを都内 2 か所のがん診療連携拠点病院と連携して行い、がん患者の療養生活について質の向上を図り、がん患者とその家族を精神的にサポートするための支援を行います。

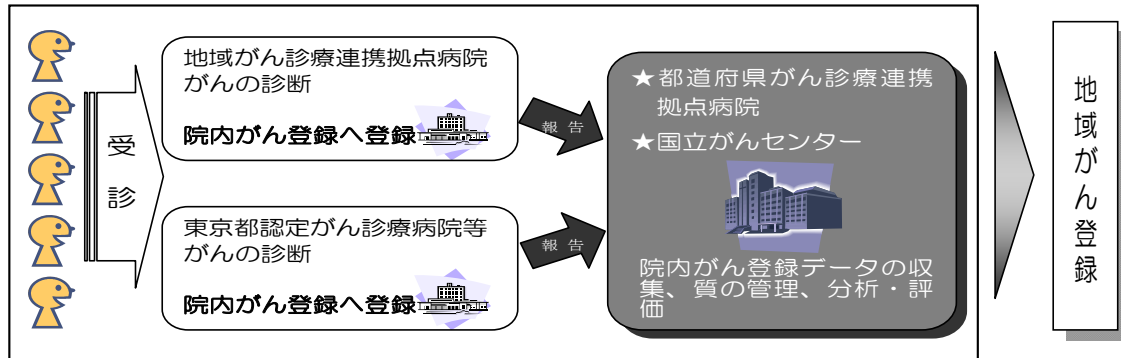
④〇 がん登録支援事業

1 百万円

- ・ 総合的ながん対策の実施に向け、がんに関する正確な情報把握を行うため、「東京都がん登録推進検討会」において、院内がん登録推進に向けた検討を行います。

[検討内容 登録データの収集体制・精度管理、がん登録の理解促進方法等]

がん登録のイメージ



④〇 がん対策研究の推進

155 百万円

- ・ (財) 東京都医学研究機構の研究成果を活用し、各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

3 医療人材の確保に向けた新たな取組を進めます

～病院勤務医の過重な負担軽減への取組や看護師就業支援体制等の充実強化～

地域や診療科（救急、小児科、産科・産婦人科等）の深刻な医師不足への対応として、勤務環境改善等による病院勤務医の負担軽減や奨学金制度の創設による次代の医師育成に努めるとともに、看護師の定着、就業支援体制の充実強化を行うなど、複合的な医療人材確保策に取り組んでいきます。

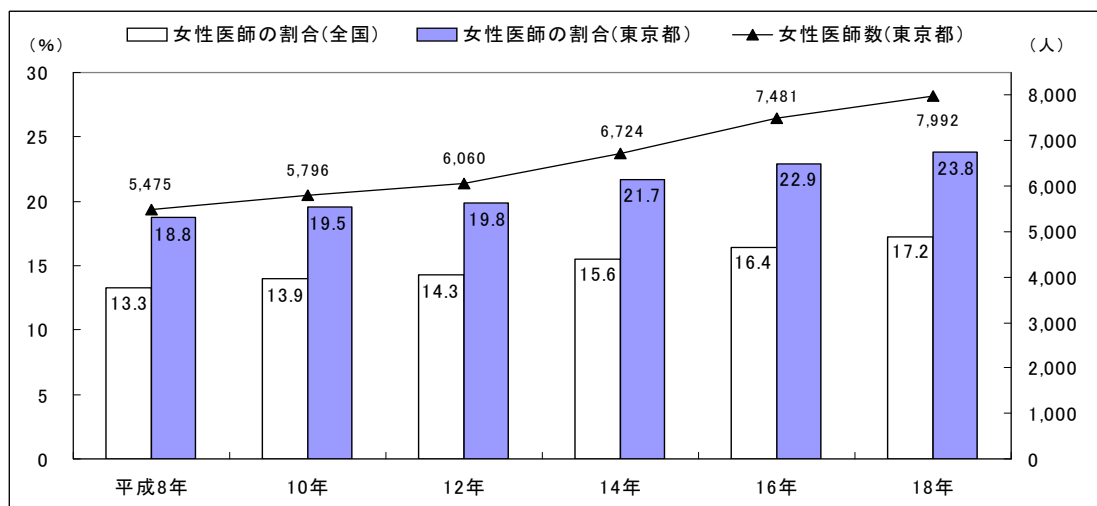
主な事業展開

③〇 医師の勤務環境改善や女性医師等の復職支援（再掲 P66） 855 百万円

- ・ 医師の業務負担軽減のため、勤務環境改善対策及び離職した女性医師等の復職を支援する再就業対策について、地域の中核を担う病院への補助制度を充実します。

[平成 21 年度 勤務環境改善対策 34 施設、再就業支援対策 14 施設、院内放課後対策 14 施設]

医療施設従事医師数における女性医師割合年次推移（全国・東京）



(出典：医師・歯科医師・薬剤師調査)

〇 院内助産所・助産師外来開設研修事業の実施【新規】（再掲 P66） 8 百万円

- ・ 院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、医師、助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産を確保していきます。[平成 21 年度 研修実施施設 2 施設]

③〇 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保 37 百万円

- ・ 地域の中核的病院において、診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修の実施、症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会を実施します。

- ⑤〇 医師奨学金制度の充実【一部新規】（再掲 P66）** **123 百万円**
- ・ 国の緊急医師確保対策を活用した奨学金制度を創設しました。また、都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、周産期、小児、救急、へき地医療に従事する意思のある学生を対象とした東京都独自の新たな奨学金制度を開始します。
[平成 20 年度 条例制定 21 年度貸与開始 特別貸与（国）5 名、一般貸与（都）26 名]
- 〇 東京シニアレジデント育成事業（再掲 P67）** **55 百万円**
- ・ 小児科、産科・産婦人科における行政的医療を担い、かつ医師のキャリアアップに配慮した、シニアレジデント（後期臨床研修医）の育成を実施している病院に対して、指導医や研修医確保の経費を支援し、将来にわたる専門医の安定的確保を図ります。
- ⑤〇 東京都地域医療支援ドクター事業【新規】（再掲 P67）** **35 百万円**
- ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻なへき地医療機関及び市町村公立病院に派遣します。
[平成 21 年度募集人数 10 名程度]
- ⑤〇 新人看護師の定着対策の推進** **78 百万円**
- ・ 専任の研修担当者の配置や研修用シミュレーターなどの機器整備を支援します。
[平成 21 年度 300 床以上の病院：研修担当者配置 40 施設、設備整備 12 施設]
[平成 21 年度 300 床未満の病院：設備整備 51 施設]
- ⑤〇 看護職員短時間正職員制度導入の促進【新規】** **332 百万円**
- ・ 短時間正職員制度を導入する都内 300 床未満の中小病院に対して、制度導入への支援を行い、看護師の離職防止、定着対策を図ります。[平成 21 年度 60 施設]
- ⑤〇 離職看護師の再就業支援の充実（再掲 P33, 62）** **255 百万円**
- ・ 子育て中など、遠隔地での研修を行うことが難しい看護師のために、身近な地域で研修や就業相談が行えるよう 29 か所の「地域就業支援病院」を指定しています。
訪問看護ステーション等の人材確保に資するため、看護師復職研修に訪問看護ステーションコースを創設するなど、研修内容等の充実を図り、再就業支援体制をより一層強化します。[平成 21 年度 訪問看護ステーションコースの新設]
- 〇 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援（再掲 P38）** **59 百万円**
- ・ 我が国とインドネシア・フィリピンとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都立施設での受入れや、都内の民間施設での受入れに対する支援に取り組んでいきます。

4 わかりやすく切れ目のない医療連携体制を整備します

～疾病や患者の状態に応じ適切な医療が受けられる体制整備を進めます～

脳卒中や糖尿病等疾病別の医療連携体制の整備を促進するほか、在宅医療・在宅介護の連携促進、医療情報の提供促進、また、医療基盤の整備など、都民にとってわかりやすく切れ目のない医療連携体制をより一層充実する取組を行っていきます。

主な事業展開

◎◎ 疾病ごとの医療連携体制の整備促進

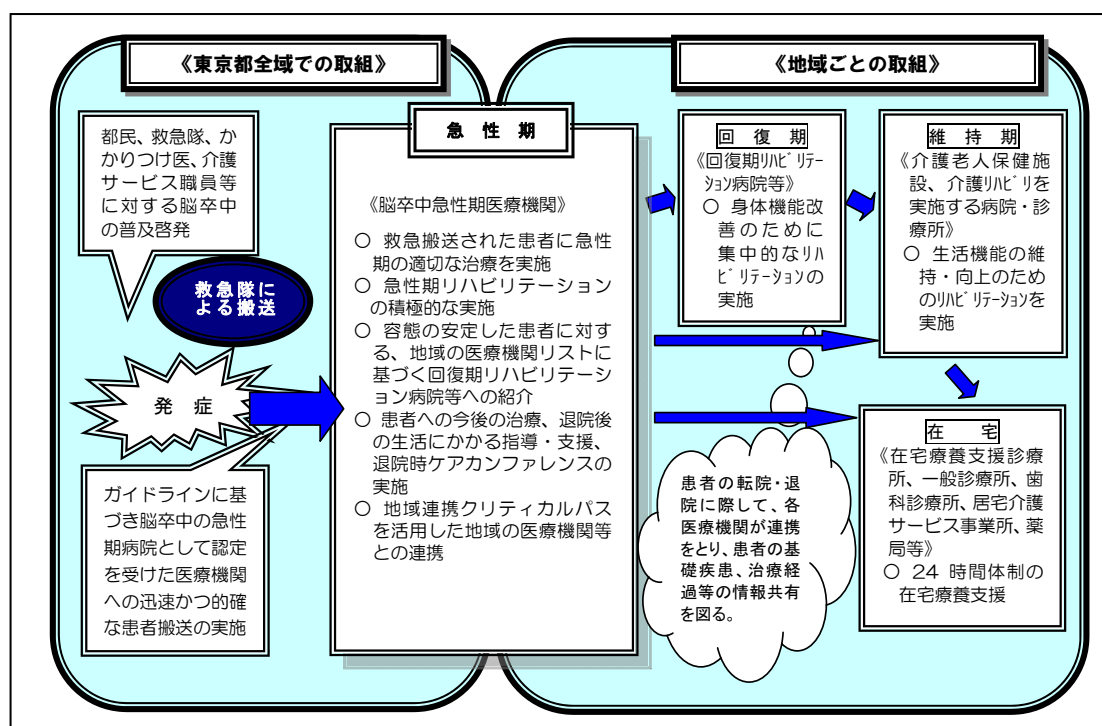
197 百万円

・ 脳卒中医療連携推進事業

103 百万円

超急性期の脳梗塞患者に対して t-PA*による治療の実施等、急性期対応が可能な医療機関を「脳卒中急性期医療機関」として認定し、脳卒中を発症した患者を、速やかに適切な医療機関に救急搬送します。事業の効果を検証しながら、地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスが提供可能となる仕組みを強化していきます。

* t-PA (組織プラスミンゲノリクティン): 脳梗塞治療薬として、発症3時間以内に使用することにより、脳血管内の血栓を溶解し速やかに血流を再開させる有効性が確認されている。ただし、脳出血をおこしやすくなる危険性もあるため、専門医の管理の下に使用する必要がある。



・ 糖尿病医療連携推進事業

54 百万円

重症患者の受入れや教育入院などの糖尿病に関する専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みを推進します。

- ・ **心臓循環器救急医療体制整備事業** 40 百万円
急性心筋梗塞等の心疾患患者に対し、迅速な救急搬送と専門施設への収容を目的に東京都 CCU ネットワークが組織されています。
CCU 協議会の実施、CCU 医療従事者等への研修等、都 CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を推進します。

※ がんに関しては、平成 20 年 3 月に策定した「東京都がん対策推進計画」に基づき対応します。（主な事業展開については、P54 を参照してください。）

○ **区市町村における在宅医療の取組支援** 包括補助

- ・ 医療保健政策区市町村包括補助事業に以下のようなメニューを設け、区市町村における在宅医療の取組を支援・促進します。

（医療保健政策区市町村包括補助事業）

- 在宅医療推進協議会の設置
在宅医療に係る地域の医療資源やサービスの実施状況等を把握し、地域の特色やニーズに応じた事業のあり方を検討する在宅医療推進協議会の設置を支援する。
- 在宅療養患者への支援
患者が地域で安心して在宅療養を続けられるよう、病状の急変時等に利用できる病床の確保や、患者やその家族からの相談に応じ、地域の医療連携強化を図る窓口の設置により、在宅で療養する患者とその家族を支援する。
- 在宅医療を支える人材の育成
在宅医療に精通した医師による症例検討会や医師間の交流等により、地域において在宅医療を支える医療従事者の資質の向上を図る。

○ **在宅医療ネットワーク推進事業（再掲 P33）** 10 百万円

- ・ 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションなど、在宅医療・在宅ケアに携わる事業者を集めた連絡会議を設置し、連携を推進しながら 24 時間の医療体制の構築を図ります。[3 地域でモデル実施]

◎ **在宅医療拠点病院モデル事業【新規】（再掲 P33）** 12 百万円

- ・ 在宅患者の急変時に対応する後方支援病院の確保を進めるため、拠点病院が核となり、かかりつけ医や訪問看護師、ケアマネジャー等を対象に研修やケースカンファレンスを行うことで、関係機関同士のネットワーク構築を図ります。

[平成 21 年度 4 か所]

- ㊦○ 在宅医療相互研修事業【新規】（再掲 P34）** **8 百万円**

 - ・ 入院患者が、病院から在宅に円滑に移行できるよう、病院の医師、看護師と在宅医療に従事するスタッフの連携を進めるための研修を行い、地域における連携体制の構築を図っていきます。[平成 21 年度から 3 年間で 57 地区実施]

- ㊦○ 訪問看護ステーション支援事業（再掲 P33）** **11 百万円**

 - ・ 訪問看護ステーションの管理者に対しマネジメント能力を向上させるための研修を実施します。
 - ・ 多職種間の連携の実践事例集を作成・活用し、チームケアの推進を図ります。

- ㊦○ 離職看護師の再就業支援の充実（再掲 P33, 59）** **255 百万円**

 - ・ 訪問看護ステーション等の人材確保に資するため、看護師復職研修に訪問看護ステーションコースを創設するなど、研修内容等の充実を図り、再就業支援体制をより一層強化していきます。[平成 21 年度 訪問看護ステーションコースの新設]

- 医療療養病床の整備促進** **578 百万円**

 - ・ 一般病床から療養病床への移行に必要な改修や改築経費等に対する補助制度を引き続き行い、都に必要な医療療養病床の確保を図っていきます。

- 療養病床機能強化研修事業【新規】** **3 百万円**

 - ・ 医療療養病床を保有する医療機関の医師、看護師に対して、医療療養病床の機能向上や患者のニーズに合わせた治療メニューを増やすための研修を実施し、質の向上等を図っていきます。

- 回復期リハビリテーション病棟の整備促進【新規】** **76 百万円**

 - ・ 急性期医療を終え、回復期リハビリを必要とする患者が、適切なリハビリ医療を受けられるよう、回復期リハビリテーション病棟の整備を促進します。

[平成 21 年度 4 施設]

- 医療機能情報の提供促進** **62 百万円**

 - ・ 都民・患者が医療機関を適切に選択できるよう、都の独自情報を含めた詳細な医療機能情報を提供します。（東京都医療機関案内システム「ひまわり」）
 - ・ また、「暮らしの中の医療情報ナビ」を通じ、都民・患者が日ごろから医療情報に関する理解を深め、医療機関への適切な受診ができるよう支援します。

5 救急・災害医療体制のさらなる充実を図ります

～突発的な事故・急病や大災害などに備えた医療体制の充実・強化～

都民に安心・安全な医療を提供するため、患者が傷病の状態に応じた適切な救急医療を迅速に受けられるよう、救急医療体制、特に小児救急医療体制の強化・充実を図るとともに、大地震をはじめとした災害発生時に多数発生する傷病者に対する災害医療体制の整備を進めます。

主な事業展開

① 「救急医療の東京ルール」の推進

665 百万円

救急搬送患者数の増加や救急医療機関の医師確保が逼迫しているなどの理由で、消防機関の救急患者受入医療機関の選定に要する時間が増加しています。今後とも「安心の医療」を確保していくために、東京都の医療体制を見直し、「救急医療の東京ルール」を定めました。

東京ルールⅠ	「救急患者の迅速な受入れ」
東京ルールⅡ	「トリアージの実施」
東京ルールⅢ	「都民の理解と参画」

- ・ 「東京都地域救急センター（仮称）」の創設【新規】 279 百万円
救急患者を迅速に受け入れ、医療の管理下に置くため、「東京都地域救急センター（仮称）」を設置し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携して救急患者を受け入れます。[平成 21 年度 24 施設]
- ・ 「救急患者受入コーディネーター」の配置【新規】 72 百万円
医療機関の選定に時間を要している事案等について、地域間での受入医療機関の調整、一時受入れ後の転送先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを東京消防庁指令室に配置し、緊急性を要する患者を迅速に医療施設につなげます。
- ・ 「トリアージ」の実施【新規】 147 百万円
緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を「東京都地域救急センター（仮称）」で実施し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。[平成 21 年度 24 施設]
- ・ 都民の医療に対する理解と参画推進事業の実施【新規】 167 百万円
重要な社会資源である救急医療を守るため、適切な利用を心がけるための広報活動等を実施します。

- ㊦○ 重症小児救急患者に対応する医療機関の確保** **56 百万円**
- ・ 夜間・休日に複数の小児科医師を配置し重症の小児救急患者を積極的に受け入れて治療に当たる、小児科二次救急医療機関を確保します。
[平成 21 年度 小児科医師複数配置病院 8 施設]
- ㊦○ 小児二次救急医療機関におけるトリアージシステムの導入【一部新規】** **58 百万円**
- ・ 小児救急トリアージ普及事業 **3 百万円**
平成 20 年度に 2 病院でモデル実施した「小児救急トリアージ普及事業」の結果をまとめるとともに、医療機関等の講演会で活用し、トリアージシステムの普及に向けた支援を行います。
 - ・ 休日・全夜間診療事業(小児)専任看護師の配置【新規】 **55 百万円**
休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を本格実施し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。[平成 21 年度 9 施設]
- 救急医療機関勤務医師確保の促進【新規】** **3,314 百万円**
- ・ 救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間の手当を創設する医療機関に支援を行います。
- 「東京 DMAT」(災害医療派遣チーム)の拡充** **64 百万円**
- ・ 一人でも多くの都民を救うために、災害現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム(東京 DMAT)を拡充します。
[平成 20 年度 17 病院 → 21 年度 19 病院]
[衛星携帯電話の整備、出場回数に応じた運営協力金制度の実施]
- ㊦○ 医療施設耐震化の促進** **158 百万円**
- ・ 救急病院等が行う耐震診断や耐震補強工事への補助率を上げ、病院の耐震化を一層促進することにより、震災発生時における医療機能の確保を図ります。
[耐震診断補助率：平成 20 年度 2/3 → 21 年度 4/5]
[耐震補強補助率：平成 20 年度 0.66 → 21 年度 0.83]

6 周産期医療の提供基盤を強化します

～身近な地域でリスクに応じた周産期医療を提供～

分娩リスクに応じた医療機関等の機能別役割分担と連携の体制を構築するとともに、周産期母子医療センターの搬送受入体制の充実や他の診療部門の医師と連携を取る救急体制の構築を図るなど緊急対策を講じるとともに、東京都として即効性のある周産期医療体制を整備します。

主な事業展開

- ③〇 **周産期母子医療センター機能の確保【一部新規】** **643 百万円**
 - ・ 医師による搬送受入調整への支援 **86 百万円**
 - ・ 24 時間体制で緊急手術等に対応する産科医等のオンコール体制等の整備 **108 百万円**
 - ・ 搬送調整業務支援のための看護師の増配置等への支援【新規】 **215 百万円**
 - ・ NICU 入院児の受入体制促進のための後方病床看護体制の充実 **215 百万円**
 - ・ 地域の医師の協力による休日（日直）体制の確保【新規】 **19 百万円**

- 〇 **母体救命対応の総合周産期母子医療センター（仮称）の創設【新規】** **175 百万円**
 - ・ 総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応の総合周産期母子医療センター（仮称）」を創設し、母体救命体制の確保を図ります。〔3施設〕

- 〇 **母体・新生児搬送受入コーディネーター（仮称）の配置【新規】** **36 百万円**
 - ・ 総合周産期母子医療センターの管轄地域内では受入困難な事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療施設につなげます。

- ③〇 **周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）の創設【新規】** **379 百万円**
 - ・ ミドルリスクの患者に対応できる「周産期連携病院」を創設するとともに、施設設備整備への支援を行い、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。
〔平成 21 年度 21 施設〕

- ③〇 **周産期医療ネットワークグループの構築** **23 百万円**
 - ・ 複数の周産期医療ネットワークグループを構成することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行います。〔平成 21 年度 ネットワーク地域の拡充等〕

④〇 NICU増床による受入体制強化 8 百万円

- ・ 増大する高度周産期医療ニーズに対応するため、NICU の増床を支援します。

[平成 21 年度増床予定数 4 施設 12 床]

〇 NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援【新規】 10 百万円

- ・ NICU 入院児等の実態調査を行うとともに、「NICU 退院支援体制検討会議(仮称)」を立ち上げ、在宅への移行を含めた円滑な退院に向けての支援体制を検討します。

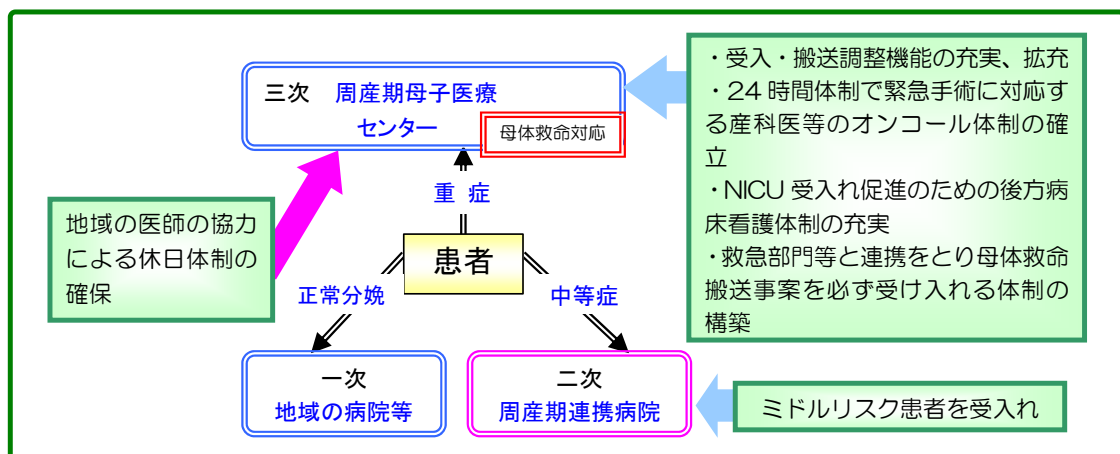
〇 産科医等確保支援事業の実施【新規】 686 百万円

- ・ 産科医等の確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関への支援を行います。

〇 院内助産所・助産師外来開設研修事業の実施(再掲 P58) 8 百万円

- ・ 院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、医師、助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産を確保していきます。[平成 21 年度 研修実施施設 2 施設]

東京都における周産期医療緊急対策



④〇 医師の勤務環境改善や女性医師等の復職支援(再掲 P58) 855 百万円

- ・ 医師の業務負担軽減のため、勤務環境改善対策及び離職した女性医師等の復職を支援する再就業対策について、地域の中核を担う病院への補助制度を充実します。

[平成 21 年度 勤務環境改善対策 34 施設、再就業支援対策 14 施設、院内放課後対策 14 施設]

④〇 医師奨学金制度の充実【一部新規】(再掲 P59) 123 百万円

- ・ 国の緊急医師確保対策を活用した奨学金制度を創設しました。また、都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、周産期、小児、救急、へき地医療に従事する意思のある学生を対象とした東京都独自の新たな奨学金制度を開始します。

[平成 20 年度 条例制定 21 年度貸与開始 特別貸与(国) 5 名、一般貸与(都) 26 名]

○ **東京シニアレジデント育成事業（再掲 P59）** **55 百万円**

- ・ 小児科、産科・産婦人科における行政的医療を担い、かつ医師のキャリアアップに配慮した、シニアレジデント(後期臨床研修医)の育成を実施している病院に対して、指導医や研修医確保の経費を支援し、将来にわたる専門医の安定的確保を図ります。

㊦ **東京都地域医療支援ドクター事業【新規】（再掲 P59）** **35 百万円**

- ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻なへき地医療機関及び市町村公立病院に派遣します。

[平成 21 年度募集人数 10 名程度]

参 考

都立病院の取組

－周産期医療対策－

- ・ 周産期医療体制の充実
地域の医師を予め臨時職員等として登録し、都立病院における出産等を協力して実施する「産科診療協力医師登録制度」を創設します。
- ・ 産科医師を確保するため、産科への医療クランクを配置し、院内保育室を充実します。

－医療人材対策－

- ・ 東京医師アカデミーによる医師の育成と輩出
初期臨床研修を修了した医師に体系的・専門的な臨床研修を実施することにより、若手医師の確保・育成体制を確立し、臨床能力に優れた医師を輩出します。
- ・ 都立病院における常勤医師確保緊急対策の実施
診療体制の充実に必要な人材を確保するため、分娩や救急業務に対する手当を新設するなど、産科・救急関係の医師の処遇改善を図ります。
- ・ 看護師の育成、確保対策の実施
都立病院において、看護師の周辺業務の委託化を図り、看護師がより専門性を発揮できる環境を整備するとともに、医療の高度化・専門化に対応するための専門看護師・認定看護師の養成を強化します。

7 関係者が連携して、自殺の防止を推進します

～自殺を防止するため、社会的取組を総合的に推進～

自殺に関する都民の正しい理解促進のための普及啓発、自殺念慮者の早期発見・早期対応のための体制の整備、遺族への支援など、自殺対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

主な事業展開

- ③〇 **自殺総合対策東京会議** **2 百万円**
 - ・ 自殺総合対策東京会議において、保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関と連携し、社会全体で自殺対策を推進するための具体的方策を検討するなどの取組を進めます。

- ③〇 **自殺防止！東京キャンペーン** **20 百万円**
 - ・ 自殺の実態や自殺防止のための社会的取組の必要性等について、都民などの理解と協力を促進するため、都民、民間企業、関係機関等の幅広い参加者との連携の下、自殺防止に向けた都民運動を展開します。

- ③〇 **ゲートキーパー養成事業** **5 百万円**
 - ・ 相談窓口等において、日常の業務等を通じて心身不調のサインに気付き、必要に応じて専門機関（相談機関、精神科医療機関）等へつなぐ役割などを担う「ゲートキーパー」を養成し、自殺念慮者の早期発見・早期対応に取り組みます。
[平成 21 年度 ゲートキーパー指導者を 300 人養成]

- ③〇 **こころといのちの相談・支援東京ネットワーク【一部新規】** **23 百万円**
 - ・ 都内の行政、医療機関、法律関係者、民間団体など各分野の相談機関等による広域的な連携の仕組みとして構築した「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」をより身近な地域単位においても整備し、各機関のきめ細かい連携による適切な支援を行います。
 - ・ また、救急医療機関に搬送される自殺未遂者を精神科医療機関とも連携して支援するための仕組みの構築を図ります。【新規】
[平成 21 年度 区部・多摩地域各 1 地区でモデル事業を実施]

- ③〇 **うつ診療レベルアップ研修** **4 百万円**
 - ・ うつ病の診療に関する最新の知見等について、かかりつけ医等に対する研修を行い、うつ病の疑いのある患者を精神科医療機関に早期につなげる体制を整備します。
[平成 21 年度 6 か所の地区医師会単位で研修を実施]

④〇 電話・インターネット相談事業

22 百万円

- ・ ところの悩みに関する各相談機関の対応時間以外の時間帯において電話による相談を受け付けるとともに、インターネットを使った相談体制の充実を図るなど、うつ病等の病状悪化や自殺の防止を図ります。

④〇 遺族支援対策事業【一部新規】

2 百万円

- ・ 自殺者の遺族同士の自助グループ活動を支援するとともに、遺族からの相談を受けたり、自助グループ活動のサポート役などを担える人材を育成するための研修を新たに実施するなど、遺族を支援する取組を進めます。

「こころといのちの相談支援東京ネットワーク」のイメージ

